

司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定（令和6年12月4日付け）について

法務省では、司法書士法第3条第2項第1号の研修である第23回司法書士特別研修（実施主体：日本司法書士会連合会）の修了認定が行われたことを受けて、令和6年9月8日（日）、全国8か所において、令和6年度簡裁訴訟代理等能力認定審査を実施しました。

この審査は、同項第2号の法務大臣の認定の前提として、上記研修を修了した者について、簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を習得したかどうかを判定するためのものであり、その結果の概要は、次のとおりです。

なお、法務大臣の認定を受けた者の受験番号及び氏名については、官報においても公告します（令和6年12月20日（金）に掲載することを予定しています。）。

審査受験者数(A)	706人
認定者数(B)	438人
認定率(B/A)	62.0%

受験地別認定者数

受験地	人数	受験地	人数
東京	202	福岡	40
大阪	102	仙台	20
名古屋	42	札幌	8
広島	14	高松	10